

【 参 考 资 料 】

1 令和3年度土木建築局関係事業負担率表

【令和2年度以前の債務負担行為の歳出化については、その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
道路改良費	国道	一次一般	補助	5.5/10 《5.0/10, 5.5/10》 [4.5/10]	4.5/10 《5.0/10, 4.5/10》 [5.5/10]	—
		二次 <small>下記の都市計画決定で4車線以上のもの</small> 一般		5.5/10 《5.0/10, 5.5/10》 [4.5/10]	4.5/10 《5.0/10, 4.5/10》 [5.5/10]	—
		水特		1/2 《5.5/10》 [4.5/10]	1/2 《4.5/10》 [5.5/10]	—
		離島		3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	—
	地方道	一次一般		1/2 (5.5/10) 《5.0/10, 5.5/10》 [4.5/10]	1/2 (4.5/10) 《5.0/10, 4.5/10》 [5.5/10]	—
		水特		3/4, 2/3, 6/10, 5.5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4.5/10	—
		離島		5.5/10 (6/10) [2/3] 《6/10》	4.5/10 (4/10) [1/3] 《4/10》	—
		半島		5.5/10	4.5/10	—
特殊改良費	国道	一次一般	補助	15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
	地方道	一次一般		15/30	13/30	2/30
		離島		15/30	14/30	1/30
自転車道整備費	地方道	補助	1/2	1/2	—	
凍雪害防止費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
防雪費	国道・地方道	補助	6/10	4/10	—	
道路災害防除費	国道・地方道	補助	5.5/10 《1/2》	4.5/10 《1/2》	—	
除雪費	作業・機械	補助	2/3 《2/3》	1/3 《1/3》	—	
交通安全施設費	一次一般	補助	1/2 《5.5/10》	1/2 《4.5/10》	—	
	離島		1/2 《6/10》	1/2 《4/10》	—	
無電柱化推進事業費	国道・地方道	補助	1/2	1/2	—	
道路メンテナンス事業費	一次一般	補助	5.5/10	4.5/10	—	
	離島		6/10	4/10	—	
土砂災害対策道路事業費	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
踏切道改良計画事業	国道・地方道	補助	5.5/10	4.5/10	—	
交通安全施設費		単独	—	10/10	—	
道路改良費		単独	—	9/10	1/10	
道路舗装費		単独	—	9/10	1/10	
橋梁架換費		単独	—	14/15	1/15	
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費	直轄	3/4	1/4	—	
	新設・改築		2/3 【7/10】	1/3 【3/10】	—	
	交通安全		一 種	2/3	1/3	—
			二 種	1/2	1/2	—
	沿道環境改築		2/3	1/3	—	
	電線共同溝		1/2	1/2	—	
災害	2/3	1/3	—			

注) 道路事業の () は、地域高規格道路及び基幹道について適用する。[] は、離島架橋について適用する。

《 》 は、広域連携事業を除く交付金事業について適用する。

{ } は、交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【 】 は、高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名		区分	負担区分				
			国	県	地元		
河川改修費	広域河川改修	補助	1/2	1/2	—		
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
	特定構造物改築	補助	1/2	1/2	—		
	住宅市街地盤整備	補助	1/2	1/2	—		
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行補助	1/3	1/3	1/3		
河川環境整備費	統合河川環境整備	河川指定地域	補助	1/2	—		
		河川一般地域	補助	1/3	2/3		
	河川利用推進	県施行	補助	1/3	2/3		
		市町施行	補助	1/3	1/3		
	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2	—		
流域治水対策事業	流域治水対策事業	補助	1/2	1/2	—		
河川工作物対策事業費	応急対策事業	補助	1/2	1/2	—		
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2	—		
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2	—		
河川災害復旧等関連緊急事業費		補助	1/2	1/2	—		
河川災害関連事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2	—		
	災害関連	補助	1/2	1/2	—		
河川等災害特定関連事業費		補助	1/2	1/2	—		
河川等災害関連特別対策事業費		補助	4/10	6/10	—		
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2	—		
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2	—		
堰堤改良費	ダム施設改良	補助	1/2	1/2	—		
	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3	2/3		
		その他	補助	4/10	6/10		
	総合流域防災	情報基盤	補助	1/2	1/2		
河川改良費		単独	—	10/10	—		
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模		7/10	3/10	—	
		その他		2/3	1/3	—	
	建設機械	改修・その他			2/3	1/3	—
					7/10	3/10	—
	特定構造物	河川工事	直轄	2/3	1/3	—	
	都市水環境整備	河川調査		1/2	1/2	—	
	行政	管					
災害			5.5/10	4.5/10	—		

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・住宅関連	補助	1/2	1/2	—
離島振興事業 (総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)	渓流一般	補助	1/2	1/2	—
			1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業費 (個別・総合流域防災)	公共施設関連	大規模斜面緊急改築その他	9.5/20	9.5/20	1/20
			4.5/10	4.5/10	1/10
	一般	大規模斜面緊急改築その他	4.5/10	4.5/10	1/10
			2/5	2/5	1/5
事業間連携砂防等事業	急傾斜	砂防・地すべり 公共施設関連 一般	1/2	1/2	—
			9.5/20	9.5/20	1/20
			4.5/10	4.5/10	1/10
			4.5/10	4.5/10	1/10
大規模更新砂防等事業	急傾斜	砂防・地すべり 公共施設関連 一般	1/2	1/2	—
			9.5/20	9.5/20	1/20
まちづくり連携砂防等事業	急傾斜	砂防・地すべり 公共施設関連 一般	1/2	1/2	—
			9.5/20	9.5/20	1/20
通常砂防事業 (情報基盤)		補助	1/2	1/2	—
地すべり対策事業 (情報基盤)		補助	1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業 (情報基盤)		補助	1/2	1/2	—
砂防基礎調査費 (総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—
急傾斜地基礎調査費 (総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—
地すべり基礎調査費 (総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—
災害関連緊急砂防事業費		補助	2/3	1/3	—
災害関連緊急地すべり対策事業費	渓流一般	補助	2/3	1/3	—
			1/2	1/2	—
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	公共施設関連一般	大規模斜面緊急改築その他	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急急傾斜崩壊対策特別事業費	公共施設関連一般	大規模斜面緊急改築その他	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急雪崩対策事業		補助	1/2	1/2	—
砂防激甚災害対策特別緊急事業費		補助	5.5/10	4.5/10	—
地すべり激甚災害対策特別緊急事業		補助	5.5/10	4.5/10	—
雪崩対策事業費 (総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—
特定緊急砂防事業費		補助	1/2	1/2	—
特定緊急地すべり対策事業費		補助	1/2	1/2	—
大規模特定砂防等事業		補助	1/2	1/2	—
通常砂防費		単独	—	10/10	—
地すべり対策事業		単独	—	10/10	—
急傾斜地崩壊対策事業費	通常事業・緊急改築事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	政令市不交付団体その他	—	1/2	1/2
			—	5/10	5/10
			—	6.25/10	3.75/10
			—	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業		直轄	2/3	1/3	—

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
 地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用
 注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
高潮対策事業	一般	離島	補助	5/10	4/10	1/10
	老朽化対策緊急(一般)			11/20	8/20	1/20
	老朽化対策緊急(離島)			5/10	4/10	1/10
	老朽化対策緊急(離島)			11/20	8/20	1/20
海岸環境整備事業	一般	離島	補助	10/30	17/30	3/30
	離島			10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設事業	高潮	一般	補助	2/5	5/10	1/10
		広島のその他		1/2	4/10	1/10
	離島	11/20		8/20	1/20	
	老朽化対策緊急	5/10		4/10	1/10	
港湾海岸環境整備事業	一般	離島	補助	1/3	17/30	3/30
	離島			1/3	18.5/30	1.5/30
港湾海岸災害関連事業	一般	離島	補助	5/10	5/10	—
	離島			11/20	9/20	—
直轄海岸保全施設整備費負担金			直轄	2/3	1/3	—

(5) 港湾事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
港湾改修事業	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		その他		5/10	2.5/10	2.5/10
	地方	一般	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		離島		水域・外郭係留・臨港交通施設	8/10	2/10
	局部改良	一般	補助	6/10	3/10	1/10
		離島		1/3	5/12	3/12
港湾環境整備事業	緑地	一般	補助	5/10	1/4	1/4
		上用地		1/3	5/12	3/12
	産業廃棄物埋立護岸	産業廃棄物(一般廃棄物)浚渫土・建設残土		2.5/10	2/4	1/4
	海域環境創造	覆砂等及び海浜整備		5/10	2.5/10	2.5/10
		沈廃船処理		1/3	2/3	—
効果促進事業			補助	5/10	2.5/10	2.5/10
港湾補修事業	一般	補助	1/3	2/3	—	
	離島		5/10	5/10	—	
長寿命化計画策定事業	一般	補助	1/3	2/3	—	
	離島		1/3	2/3	—	
地方創生港湾整備推進交付金事業	一般	補助	4/10	3.5/10	2.5/10	
	離島	水域・外郭	補助	8/10	2/10	—
		係留・臨港交通施設	補助	6/10	3/10	1/10
港湾改良事業			単独	—	2/3	1/3
港湾災害関連事業			補助	5/10	5/10	—
直轄港湾改修費等負担金	一般	岸壁・泊地	直轄	5.5/10	4.5/10	—
		航路		2/3	1/3	—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名			区分	負担区分			
				国	県	地元	
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種	補助	5/10	3/10	2/10	
		三種		外かく、水域施設	5/10	3/10	2/10
				けい留輸送用地	5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく、水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送、用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く		補助	(間接補助) 5/10		5/10	
	漁業集落排水施設整備 ※下水道事業債として起債充当される施設			(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4.0/10	
	地方創生汚水処理施設整備 推進交付金			(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4.0/10	
漁港環境整備事業	本土	一般	補助	5/10	3/10	2/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
	離島	一般		5/10	4/10	1/10	
		市町補助		(間接補助) 1/2	—	1/2	
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般		補助	5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸保全施設整備事業 (老朽化)	一般			5/10	4/10	1/10	
	離島			5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般		10/30	17/30	3/30	
		離島		10/30	18.5/30	1.5/30	
地方創生港整備推進 交付金事業	本土		補助	5/10	3/10	2/10	
	離島	外かく、水域施設		8/10	2/10	—	
		けい留		6/10	3/10	1/10	
		輸送、用地		5.5/10	4/10	0.5/10	
漁港改良事業			単独	—	2/3	1/3	
市町指導監督費				1/2	1/2	—	
災害復旧事業	一般		補助	0.667	0.333	—	
	離島			0.8	0.2	—	
単復旧災害事業			単独	—	10/10	—	

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
街路事業	補助	道路改築	16.5/30	11.5/30	2/30
		連続立体交差橋梁整備	16.5/30	9.5/30(11.5/30)	4/30(2/30)
		踏切除却・改良	16.5/30	11.5/30	2/30
		公共交通支援			
交通結節点改善 無電柱化推進					
街路事業	単独	—	9/10(26/30)	1/10(4/30)	
都市公園事業	補助	用地及び補償	1/3	2/3	—
		施設	1/2	1/2	—
都市公園事業	単独	—	10/10	—	
直轄公園整備費負担	新設	直轄	2/3	1/3	—
流域下水道事業	補助	処理場	4/6	1/6	1/6
		管渠等	3/6	1.5/6	1.5/6
			3/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	1/2	1/2	
都市再生土地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)	
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—	
組合土地区画整理事業費	補助	1/2(5.5/10)	—	1/2(4.5/10)	
組合土地区画整理貸付事業費	貸付	1/2	—	1/2	
宅地耐震化推進事業	補助	1/2	—	1/2	

(8) 市街地再開発事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
市街地再開発事業費	補助	組合等施行	2/6	1/6	市町:1/6 組合等:2/6
		個人施行	2/6	1/6	市町:1/6 施行者:2/6
		指導監督	10/10	—	—

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	—	5.5/10(1/2)
住宅建設事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地総合整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅市街地基盤整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3, 2/4)	—	1/2(2/3, 1/4)
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2	—	1/2
災害危険区域内建築物防災改修等事業	補助	1/2(1/3)	—	1/2(2/3)
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2	—	1/2

(10) 災害復旧事業

事業名	区分	負担区分			
		国	県	地元	
災害復旧事業費	補助	一般	0.667	0.333	—
		離島	0.8	0.2	—
		—	—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—	
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—	

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島ヘリポート整備事業	補助	1/3	1/3	1/3
広島ヘリポート整備事業	単独	—	1/2	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

2 土木建築局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

事務事業移譲項目一覧表（土木建築局関係抜粋）

（令和3年3月31日現在）

項目	事務内容	移譲対象市町
採石業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市 外 15 市町
開発行為等の規制	開発行為の許可，開発許可に係る建築制限等	三次市 外 5 市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等	三次市 外 5 市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定，証明，証明書交付	三次市 外 8 市
土地区画整理事業	事業を施行する個人，組合等の事業計画等の認可，変更認可等	竹原市 外 12 市町
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等	呉市 外 15 市町
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置，行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可等（国県道の占用に係るもの）	三次市 外 17 市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査，許可等	
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等	三次市 外 7 市
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	
道路・街路の整備，維持修繕	地域内で完結する県道の管理	三次市
	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	竹原市 外 16 市町
	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。）	江田島市 外 15 市町
港湾・漁港の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の占用許可等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の施設整備	
河川の整備，維持管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の災害復旧	
	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	江田島市 外 7 市町
砂防，急傾斜，地すべり	市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事实施	江田島市 外 6 市町
	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	
港湾海岸・漁港海岸の整備，維持及び管理	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市 外 19 市町
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全区域における占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全施設の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全施設の施設整備	
建設海岸の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域の海岸保全施設の災害復旧	
	海岸保全区域に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	三原市，大崎上島町
	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	
一般公共海岸の管理	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	

（注） については，法改正・管理者変更等が必要なもの。

3 土木建築局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 務	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法
構 成 等	委員 7 人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木建築局 土木建築総務課

(2) 附属機関

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ① 名 称 | 広島県公共事業評価監視委員会 |
| 任 務 | 知事の諮問に応じ、公共事業の事業評価について調査審議すること。 |
| 根 拠 法 | 広島県附属機関設置条例 |
| 構 成 等 | 公共事業の事業評価に関し識見を有する者 6 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ② 名 称 | 広島県建設工事紛争審査会 |
| 任 務 | 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。 |
| 根 拠 法 | 建設業法 |
| 構 成 等 | 人格高潔、識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|---|
| ③ 名 称 | 広島県漁業補償調停委員会 |
| 任 務 | 漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。 |
| 根 拠 法 | 広島県漁業補償調停委員会設置条例 |
| 構 成 等 | 学識経験を有する者 7 人以内で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ④ 名 称 | 広島県あっせん委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争についてあっせんを行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会が推薦する収用委員会の委員 1 名、学識経験者 4 名の計 5 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- | | |
|-------|--|
| ⑤ 名 称 | 広島県仲裁委員 |
| 任 務 | 土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等に係る対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。 |
| 根 拠 法 | 土地収用法 |
| 構 成 等 | 収用委員会がその委員の中から推薦する者 3 名で構成 |
| 所 管 課 | 土木建築局 土木建築総務課 |

- ⑥ 名 称 広島県公共工事入札監視委員会
 任 務 県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。
 根 拠 法 広島県公共工事入札監視委員会設置条例
 構 成 等 学識経験を有する者5人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 建設産業課
- ⑦ 名 称 広島県土地収用事業認定審議会
 任 務 知事が事業認定に関する処分を行うとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。
 根 拠 法 土地収用法
 構 成 等 学識経験を有する者7人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 用地課
- ⑧ 名 称 広島県水防協議会
 任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
 根 拠 法 水防法
 構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成
 所 管 課 土木建築局 道路河川管理課
- ⑨ 名 称 広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって5人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 空港振興課
- ⑩ 名 称 広島県海域利用審査会
 任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
 根 拠 法 広島県の海の管理に関する条例
 構 成 等 学識経験を有する者10人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾振興課
- ⑪ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
 任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課

- ⑫ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
 任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政
 機関の職員，県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑬ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
 任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
 根 拠 法 港湾法
 構 成 等 学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政
 機関の職員，県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 港湾漁港整備課
- ⑭ 名 称 広島県都市計画審議会
 任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審
 議し，また関係行政機関に建議する。
 根 拠 法 都市計画法
 構 成 等 学識経験者，関係行政機関の職員，市町長の代表者，県議会議員，市町議会の議
 長の代表者をもって 30 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑮ 名 称 広島県屋外広告物審議会
 任 務 知事の諮問に応じ，屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 広島県屋外広告物条例
 構 成 等 県関係吏員，県商工会議所連合会関係者，県観光連盟関係者，屋外広告物の広告
 業者，学識経験者をもって 13 人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 都市計画課
- ⑯ 名 称 広島県開発審査会
 任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対す
 る裁決及び市街化調整区域における開発行為等で，知事が諮問した事項について
 審議する。
 根 拠 法 都市計画法
 構 成 等 法律，経済，都市計画，建築，公衆衛生又は行政に関し，すぐれた経験と知識を
 有する者 7 人で構成
 所 管 課 土木建築局 都市環境整備課
- ⑰ 名 称 広島県建築審査会
 任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決，並びに特
 定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
 根 拠 法 建築基準法
 構 成 等 法律，経済，建築，都市計画，公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの 7 人
 で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課

- ⑱ 名 称 広島県建築士審査会
 任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに、知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 根 拠 法 建築士法
 構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
 所 管 課 土木建築局 建築課
- ⑲ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
 任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
- 根 拠 法 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例
 構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
 所 管 課 土木建築局 住宅課
- ⑳ 名 称 広島県建築設計者選定委員会
 任 務 知事の諮問に応じ、県の発注する建築設計業務において、技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。
- 根 拠 法 広島県附属機関設置条例
 構 成 等 広島県職員、関係行政機関の職員、学識経験する者をもって30人以内で構成
 所 管 課 土木建築局 営繕課

(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人（令和3年6月25日現在）

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目11番15号	設立登記	昭和48年3月31日

基本財産等の額	30,000千円	うち県出資額	30,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業務概要	1 公有地取得事業 2 土地造成事業 3 附帯等事業

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	2人	0人	2人	0人
非常勤役員数	10人	4人	1人	5人
常勤職員数	9人	3人	0人	6人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊達 英一		常勤
常務理事	仁田 充俊		常勤
理 事	上村 守		
理 事	奥原 信也		
理 事	富永 健三		
理 事	小林 秀矩		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	植野 実智成		
理 事	齋藤 博之	土木建築局長	
理 事	川口 一成	商工労働局長	
理 事	沖邊 竜哉	企業局長	
監 事	城田 俊彦	会計管理者	
監 事	益 裕治		

組織の概要



法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号	設立登記	昭和 5 6 年 3 月 3 0 日

基本財産等の額	3,850,000千円	うち県出資額	3,850,000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設立目的	有料道路の新設, 維持修繕その他の管理を総合的, 効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り, もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業務概要	有料道路の新設, 改築, 維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

役・職員の状況

区 分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備 考
常勤役員数	2人	0人	2人	0人	
非常勤役員数	5人	2人	1人	2人	
常勤職員数	17人	8人	2人	7人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊 達 英 一		常勤
常務理事	仁 田 充 俊		常勤
理 事	上 村 守		
理 事	齋 藤 博 之	土木建築局長	
理 事	加 藤 浩 明		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
監 事	城 田 俊 彦	会計管理者	
監 事	益 裕 治		

組織の概要

<pre> graph TD A[理事長] --- B[常務理事] A --- C[事務局長] B --- D[総務部長] B --- E[道路部長] C --- D C --- E C --- F[安芸灘大橋有料道路管理事務所(2人)] C --- G[統合事務局(土地開発公社, 道路公社, 住宅供給公社)] G --- H[理事] G --- I[監事] </pre>	備 考
---	-----

法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所 在 地	広島市東区温品一丁目8番23号	設立登記	平成9年6月3日

基本財産等の額	86,627,100千円	うち県出資額	43,313,550千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市(43,313,550千円, 50%)				

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業務概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 広島市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理。 2 国、地方公共団体、西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 3 指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 4 国等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5 指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫等の建設及び管理。 6 委託に基づき、指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区 分	役職員数	備 考		
		県職員	元県職員	その他
常勤役員数	4人	1人	1人	2人
非常勤役員数	4人	1人	0人	3人
常勤職員数	72人	21人	0人	51人

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	熊谷 鋭		常勤
副理事長	品川 弘司		常勤
理事(総括)	友道 康仁		常勤
理 事	畑中 稔	土木建築局付(部長)	常勤
理 事	野曾原 悦子		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
監 事	濱田 芳弘		
監 事	城田 俊彦	会計管理者	
監 事	金森 禎士		

組織の概要

<pre> graph TD LD[理事長] --- PL[副理事長] PL --- LR[理事(総括)] LR --- L[理事] L --- S[監事] LD --- G[総務部長] G --- G1[総務課(9人)] LD --- B[保全管理部長] B --- B1[交通管理課(13人)] B --- B2[保全課(14人)] LD --- E[企画調査部長(兼)理事] E --- E1[企画調査課(8人)] E --- E2[技術管理課(3人)] LD --- C[建設部長] C --- C1[用地課(5人)] C --- C2[建設課(14人)] LD --- I[監査室(3人)] </pre>	備 考
--	-----

法人の名称	株式会社 ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所 在 地	広島市南区宇品海岸一丁目13番13号	設立登記	平成2年4月2日

基本財産等の額	1,000,000千円	うち県出資額	510,000千円	県出資比率	51.0%
県以外の出資者	広島市(90,000千円, 9.0%), ヤマハ発動機株式会社(52,000千円, 5.2%) 株式会社広島銀行(30,000千円, 3.0%), マツダ株式会社(30,000千円, 3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000千円, 2.3%), 株式会社中国新聞社(20,000千円, 2.0%) など15団体				

設立目的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業務概要	1 港湾施設, 漁港施設, 公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 2 港湾施設, 漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備, 保有, 賃貸, 維持管理及び運営 3 国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 4 港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務 外

役・職員の状況

区 分	役職員数				備 考
	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	6人	0人	2人	4人	
非常勤役員数	9人	1人	0人	8人	
常勤職員数	29人	2人	5人	22人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
代表取締役社長	松本幸之		常勤
常務取締役	森永勝		常勤
常務取締役	松村順太		常勤
常務取締役	福島吉浩		常勤
取 締 役	内藤孝	土木建築局 総括官(空港港湾)	
取 締 役	中村純		
取 締 役	堀越宣秀		
取 締 役	松内紀子		

役 職	氏 名	県職員である者	備考
取 締 役	木原学		
取 締 役	仁田一郎		
取 締 役	清水龍彦		常勤
常勤監査役	岡崎勝己		常勤
監 査 役	宮崎誠克		
監 査 役	大神崇巧		
監 査 役	曾川祐治		

組織の概要

代表取締役社長 (ホークカンパニー) 常務取締役 (コンテナカンパニー) 常務取締役 (マリナカンパニー) 常務取締役 兼広島観音マリナー支配人 (常勤監査役)	総務チーム(3人) 管理チーム(8人) 福山営業所・松永詰所(5人)	備 考
	取締役兼 担当課長(1人) 担当(1人) 担当部長 広島観音マリナー 副支配人兼担当部長 担当部長 (広島観音マリナー) 担当課長(1名) 企画営業チーム(5人) 業務チーム(2人) 五日市漁港フィッシャリーナ(1人)	

法人の名称	広島県住宅供給公社	所 管 課	土木建築局住宅課
所 在 地	広島市中区大手町二丁目 1 1 番 1 5 号	設立登記	昭和 4 1 年 3 月 3 1 日

基本財産等の額	10,000千円	うち県出資額	8,300千円	県出資比率	83.0%
県以外の出資者	広島市(700千円), 呉市(500千円), 福山市(250千円), 三原市(150千円), 尾道市(100千円)				

設立目的	県民の住生活の安定を図るため、住宅の建設、経営及び賃貸管理を行う。
業務概要	1 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡 2 宅地の賃貸、管理及び譲渡 3 民間賃貸住宅の管理

役・職員の状況

区 分	役職員数				備 考
	県職員	元県職員	その他		
常勤役員数	2人	0人	2人	0人	
非常勤役員数	7人	3人	1人	3人	
常勤職員数	25人	5人	3人	17人	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事 長	伊 達 英 一		常 勤
常務理事	仁 田 充 俊		常 勤
常務理事	上 村 守		
理 事	福 知 基 弘		
理 事	齋 藤 博 之	土木建築局長	

役 職	氏 名	県職員である者	備考
理 事	上 田 隆 博	都市建築技術審議官	
理 事	谷 康 宣		
監 事	城 田 俊 彦	会計管理者	
監 事	金 森 禎 士		

組織の概要

